

令和4年1月18日

県内事業者 様

長崎県産業労働部長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止について（依頼）

日頃から、県政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、1月18日から県全体の感染段階を「レベル2-Ⅱ」に移行し、県下全域に特別警戒警報を発令したところです。

つきましては、1月18日に知事から県民の皆様へお願いした新型コロナウイルス感染症への対応についてご確認のうえ、取組の徹底をお願いします。

なお、引き続き職場関連の感染事例も見られることから、事業所における感染防止対策について、経営者自らが危機意識をもって対応するとともに、従業員まで周知徹底を図られますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

●「まん延防止等重点措置」の適用を国に要請

■対象区域（重点措置予定区域）：長崎市、佐世保市

※両市における感染者が県全体の6割超を占める

○県民の皆様へ

- ①県外往来について、県外との不要不急の往来を控えてください。
- ②外出について、長崎市・佐世保市（重点措置予定区域）では不要不急の外出を控え、その他の地域でも極力外出（特に長崎市・佐世保市への外出）を控えてください。
- ③会食について、感染防止対策の徹底されたコロナ対策認証店を利用し、普段一緒にいる方と、4人以内かつ2時間以内でお願いします。また、会食の際もマスクを外したままの会話は控えてください。
- ④基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
 - ・マスクの着用、手指消毒、密を避ける、定期的に換気
- ⑤体調が少しでも悪いときは、外出や会食を控え、すぐに医療機関に電話で相談してください。
- ⑥無症状の方でも、県外と往来された方や、県外から来県されたご家族や友人と接触された方は無料検査の積極的な受検をお願いします。

○事業者の皆様へ

- ①長崎市・佐世保市（重点措置予定区域）の飲食店を対象に、1月21日（金）から、20時までの営業時間短縮、また終日酒類の提供を行わないよう要請します。なお、全期間ご協力いただいた場合は協力金を支給します。
- ②事業者への支援策について、国の支援策を含め、支援を検討します。
- ③集客施設について、以下のとおり要請します。
 - ・入場をする者の整理等
 - ・入場をする者に対するマスクの着用の周知
 - ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止
 - ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 等
- ④イベントについて、開催の中止・延期等を含めて慎重に検討し、開催する場合は、人数上限を適用し、基本的な感染防止策を徹底してください。
- ⑤県外出張の際は、出張先での県外の方との会食は控えてください。
- ⑥時差出勤やリモートワークの推進等による出勤者の縮減をお願いします。
- ⑦従業員の健康管理の徹底（N-CHATの活用等）をお願いします。